

令和2年 第2回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年2月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第2回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農用地利用集積計画取下げ願について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第14 議案第 7号 非農地証明願について

1 出席委員 (20名)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 7番 狩野 善典 委員、 | 8番 大場 裕之 委員、 |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 17番 岩淵 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (4名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| 16番 菅原 英俊 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員、 |

3 議事に参与した者

事務局長		小野寺	昭 仁
事務局長補佐		阿 部	泰 憲
農地農政係 主幹兼係長		藤	広 実
農地農政係 主 査		千 葉	美 香
農地農政係 主 事		千 葉	和 哉
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
只今から、令和2年 第2回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号13番 及川 正一 委員、議席番号14番 多田 仁一 委員、議席番号16番 菅原 英俊 委員、議席番号18番 佐々木 弘 委員から、所要のため欠席する旨の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号21番 秋山 憲義 委員、
議席番号22番 米山 嘉彦 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局から報告いたします。

事務局長補佐

議案資料に基づき、令和2年1月31日から令和2年2月26日までに実施した事務事業等の報告並びに令和2年2月27日から令和2年4月6日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の牧場1筆 40, 152㎡のうち3,6267㎡、現在、牧場内にある農業用施設に浄化槽が設置されていないことから、新たに浄化槽を設置する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る2月20日、議席番号22番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、そ

の結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る2月20日に現地確認調査を実施してきました。

申請地は、登記地目、現況地目とも牧場で、牧場内にある農業用施設を兼ねている事務所、浄化槽がないことから、新たに浄化槽を設置するものであり、周りに与える影響もないことを確認して参りましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から21番までの21案件、第2区の番号22番から42番までの21案件、第3区の番号43番から47番までの5案件、併せて47案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 1, 335㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田10筆 7, 223㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、築館地区の田15筆 8, 097㎡、

番号4番は、築館地区の畑1筆 635㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号5番は、築館地区の田4筆 6, 317㎡、新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、築館地区の田1筆 860㎡、

番号7番は、築館地区の畑2筆 4, 804㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号8番は、築館地区の田2筆 6, 383㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号9番は、築館地区の田8筆 4, 625㎡、

番号10番は、築館地区の田4筆 2, 156㎡、
番号11番は、築館地区の田11筆 11, 651㎡、
番号12番は、築館地区の田3筆 1, 826㎡、
番号13番は、築館地区の田3筆 4, 215㎡、
番号14番は、築館地区の田7筆 5, 975㎡、
番号15番は、築館地区の田5筆 4, 957㎡、
番号16番は、築館地区の田1筆 2, 887㎡、いずれも、双方合意による基盤法の
賃貸借権設定解約の8案件、

番号17番及び18番は関連で、築館地区の田2筆 10, 406㎡、双方合意による
農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号19番は、一迫地区の田6筆 4, 760㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設
定解約の1案件、

番号20番は、瀬峰地区の田10筆 14, 290㎡、双方合意による農地法第3条の
賃貸借権設定解約の1案件、

番号21番は、瀬峰地区の田4筆 4, 434㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権
設定解約の1案件、

第2区の番号22番は、若柳地区の田2筆 4, 718㎡、売買のためによる農地法第
3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号23番は、若柳地区の田1筆 269㎡、畑2筆 633㎡、合計 902㎡、

番号24番は、若柳地区の畑1筆 782㎡、

番号25番は、若柳地区の畑1筆 539㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条
の賃貸借権設定解約の3案件、

番号26番は、若柳地区の田1筆 915㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借
権設定解約の1案件、

番号27番は、若柳地区の田3筆 3, 071㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸
借権設定解約の1案件、

番号28番は、若柳地区の田1筆 1, 153㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権
設定解約の1案件、

番号29番は、若柳地区及び志波姫地区の田16筆 10, 995㎡、双方合意による
基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号30番は、若柳地区の田2筆 2, 028㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権
設定解約の1案件、

番号31番は、金成地区の田3筆 152.75㎡、売買のためによる農地法第3条の
賃貸借権設定解約の1案件、

番号32番は、金成地区の田2筆 1, 934㎡、

番号33番は、金成地区の田1筆 8, 026㎡、

番号34番は、金成地区の田1筆 4, 022㎡、

番号35番は、金成地区の田1筆 1, 800㎡、
番号36番は、金成地区の田1筆 5, 600㎡、いずれも、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の5案件、
番号37番及び38番は関連で、金成地区の田4筆 2, 810㎡、売買のためによる農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、
番号39番は、志波姫地区の田2筆 1, 844㎡、
番号40番は、志波姫地区の田1筆 1, 071㎡、いずれも、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、
番号41番及び42番は関連で、志波姫地区の畑1筆 2, 721㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、
第3区の番号43番は、栗駒地区の田2筆 4, 013㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号44番は、栗駒地区の田6筆 7, 762㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号45番は、栗駒地区の田1筆 2, 775㎡、贈与のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号46番は、鶯沢地区の田3筆 3, 099㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号47番は、花山地区の畑3筆 8, 799㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
以上、47案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件、第3区の番号3番及び4番の2案件、併せて4案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番及び2番は関連で、築館地区の田3筆 2, 662㎡、双方合意による農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号3番は、栗駒地区の田2筆 4, 187㎡、新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、栗駒地区の田1筆 125㎡、売買のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

以上、4案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、報告第4号 農用地利用集積計画取り下げ願について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いただきます。

事務局

第2区の番号1番は、栗駒及び金成地区の田3筆 3,791㎡、令和元年1月29日に開催した平成2年第1回総会で原案が可となった案件であるが、その後、貸出人が公告前に死亡したため、取り下げ願いが提出された旨の1案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第7、報告第4号 農用地利用集積計画取下げ願について、報告を終わります。

議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第2区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田8筆 5,949㎡、畑3筆 413.93㎡、合計 6,362.93㎡、平成28年10月26日付けで所有権移転贈与の許可決定となった案件であるが、登記手続き前に売却する必要があることから、今回、許可の取消しを求める旨の1案件、

番号2番は、志波姫地区の田13筆 18,458㎡、令和元年8月28日付けで所有権移転贈与の許可決定となった案件であるが、贈与税及び不動産取得税が発生することがわかったことから、今回、許可の取消しを求める旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり、取り消すことにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり、取り消すことに決しました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から16番までの16案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 6, 383㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 1, 817㎡、耕作利便を図るためによる所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、築館地区の田11筆 11, 456㎡、畑3筆 1, 626㎡、合計 13, 082㎡、

番号4番は、築館地区の田2筆 17, 348㎡、畑1筆 1, 496㎡、合計 18, 844㎡、

番号5番は、築館地区の田10筆 8, 656㎡、畑1筆 4, 395㎡、合計 13, 051㎡、いずれも、親子間の経営継承による所有権移転贈与の3案件、

番号6番は、築館地区の田2筆 6, 053㎡、

番号7番は、築館地区の田2筆 4, 559㎡、いずれも、経営規模拡大による賃貸借権設定の2案件、

番号8番は、築館地区の田1筆 2, 509㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号9番は、築館地区の田10筆 22, 016㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号10番は、高清水地区の田3筆 3, 497㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、高清水地区の田1筆 4, 611㎡、農業後継者への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、一迫地区の田1筆 3, 185㎡、

番号13番は、一迫地区の田5筆 5, 719.61㎡、畑1筆 1, 690㎡、合計7, 409.61㎡、

番号14番は、一迫地区の田5筆 7, 796㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、

番号15番は、一迫地区の田11筆 11, 225㎡、畑1筆 603㎡、合計 11, 828㎡、経営を引き継ぐためによる使用貸借権設定の1案件、

番号16番は、瀬峰地区の田23筆 25, 543㎡、畑3筆 1, 557㎡、合計27, 100㎡、経営を引き継ぐためによる使用貸借権設定の1案件、

以上、16案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

22番 米山 嘉彦 委員

議案第1号について、去る2月20日に書類審査及び現地確認を実施しました。

農地法第3条の案件については、農業経営の継承による贈与や耕作不便のための売買、賃貸借等であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断して参りました。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号17番から27番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号17番は、若柳地区の田1筆 2,426㎡、

番号18番は、若柳地区の田1筆 461㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号19番は、若柳地区の畑1筆 299㎡、経営の合理化による所有権移転売買の1案件、

番号20番は、若柳地区の田1筆 10㎡、耕作の利便による所有権移転贈与の1案件、

番号21番は、若柳地区の田48筆 37,789㎡、畑1筆 273㎡、合計 38,062㎡、親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号22番は、若柳地区の田1筆 1,964㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号23番は、若柳地区の田1筆 3,002㎡、

番号24番は、若柳地区の田4筆 3,997㎡、

番号25番は、若柳地区の田3筆 6,165㎡、

番号26番は、若柳地区の田9筆 6,622㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の4案件、

番号27番は、志波姫地区の田11筆 24,165㎡、畑3筆 2,443㎡、合計 26,608㎡、親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る2月21日、議席番号14番 多田 仁一 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る2月21日に書類審査を行いましたので、報告します。

只今、事務局から説明があった案件は、耕作不便や労力不足による集積、あるいは、農業後継者への経営移譲となっており、書類審査上では特に問題はないものと判断しました

ので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号28番から38番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号28番は、栗駒地区の田3筆 6, 245㎡、

番号29番は、栗駒地区の畑1筆 395㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号30番は、栗駒地区の田9筆 30, 723㎡、畑2筆 785㎡、合計 31, 508㎡、孫への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号31番は、栗駒地区の田6筆 2, 754㎡、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、

番号32番は、栗駒地区の田1筆 2, 505㎡、

番号33番は、栗駒地区の田1筆 2, 709㎡、

番号34番は、栗駒地区の田4筆 5, 854㎡、

番号35番は、栗駒地区の田1筆 2, 775㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転贈与の4案件、

番号36番は、鶯沢地区の田7筆 1, 038㎡、

番号37番は、鶯沢地区の田8筆 1, 416㎡、いずれも、経営の合理化による所有権移転贈与の2案件、

番号38番は、花山地区の田3筆 2, 703㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る2月21日、議席番号17番 岩淵 弘 委員、農地利用最適化推進委員の狩野 正行 委員及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結

果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号17番 岩淵 弘 委員から報告願います。

17番 岩淵 弘 委員

去る2月21日に栗駒総合支所で、農地法第3条許可について、机上審査を行いました。

只今事務局から説明があったとおり、所有権移転売買や家族間の所有権移転贈与、さらには、耕作不便や経営の合理化による贈与となっており、3条許可の売買案件3件及び贈与案件8件については、特に問題はないものと協議してまいりましたので、報告します。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から38番までの38案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から38番までの38案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、令和元年7月31日付けで農業振興地域の農用地区域から除外となった案件で、金成地区の畑1筆 585㎡を住宅用地として転用し、駐車場の不足していることから、宅地に隣接した申請地に駐車場及び庭を造成するものであり、農地区分は農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨、また、本案件は、既に一部を駐車場として利用していることから、始末書の提出をいただいている1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

去る2月21日に現地確認を行ってまいりました。

申請地は、申請人の宅地及び侵入口に隣接し、面積の半分には、庭石が置かれ庭園化されており、残り半分は、敷き砂利が施されておりました。この案件は、もう既に、転用がなされていると解釈されますことから、今回は、始末書の提出をいただいた上での申請であり、きちんとした手続きに基づき申請された内容となっておりますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 488㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号2番及び3番は同一事業案件で、

番号2番は、高清水地区の田1筆 1,056㎡、畑1筆 196㎡、合計 1,252㎡、

番号3番は、高清水地区の田2筆 3,031㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、自社の社員用及び来客用駐車場として造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨、なお、番号3番については、令和元年7月31日付けで農業振興地域の農用地区域から除外となった案件であり、また番号2番と3番の合計面積が3,000㎡を越えることから、県の常設審議会で意見を聴取する旨の2案件、

番号4番は、瀬峰地区の田2筆 285㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、概ね300m以内に公共的施設であるJR瀬峰駅が存する、第3種農地である旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案4号 農地法第5条許可申請について、去る2月20日に書類審査と現地確認を行ってまいりました。

番号1番について現地を確認しますと、住宅内にある畑で現在何も作付けされていない休耕畑でありました。今回は、申請地に住宅及び駐車場を建築造成するものであり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

番号2番及び3番については、高清水地内にある会社（工場）の現駐車場が、来客用及び社員用として手狭であることから、申請地を転用し駐車場を造成するものであり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

番号4番について現地を確認しますと、申請地の西側には、新しく住宅が建築されており、また、市道を囲んだ集落内の畑で何も作付されていない状況であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から7までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田9筆 8, 683㎡を所有権移転売買により譲り受け、学校用地として転用し、若柳地区幼保連携型認定子ども園の建設用地を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する案件であるが、面積が3,000㎡を越えることから、県の常設審議会にて意見を聴取する旨の1案件、

番号6番は、若柳地区の畑1筆 904㎡の内414㎡を父から使用貸借権設定により借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の畑2筆 53㎡を隣接する宅地と一緒に所有権移転売買によ

り譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり農地区分は、概ね500m以内に公共施設があり、隣接する市道に水管、下水管が埋設されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

農地法第5条申請について、去る2月21日に現地確認してまいりました。

番号5番の案件については、市の公共事業による転用で、面積も3,000㎡を越えることから、県の常設審議会で審議されることとなりますので、特に問題はないものと判断しました。

番号6番については、現在、何も作付けされていない宅地に囲まれた畑でありました。集落に接続した住宅の新築造成ということ、また、面積についても、新築後に分筆することでありますので、許可にあたっては、特に問題ないものと判断してきました。

番号7番については、集落に囲まれた既存の宅地と一緒に購入し、住宅の新築と駐車場への進入路として一部利用するものであり、また、隣接地には学校もありますので、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願います。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号5番の案件について、既存の学校用地の隣接地を造成するということであるが、既存の学校は、市の運営ではなく学校法人が運営していると伺っているが、今回は、市の公共事業として造成することとなるのか、伺う。

議長

はい、事務局説明。

事務局

今回の案件は、既存の若柳小学校・幼稚園の隣接地に、他地区同様に、保育所と幼稚園が一緒となる若柳地区幼保連携型認定子ども園を栗原市が建設する計画であり、運営に当たっては、市と学校法人が協力しながら運営していく施設になるものと思われます。

議長

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、午後 2時35分まで休憩とします。

(休憩 午後 2時20分から2時35分まで)

議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時35分)

日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号79番の1案件を審議します。

議席番号20番 狩野 和義 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時35分) (20番 狩野 和義 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時35分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号79番は、一迫地区の田3筆 7, 438㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号79番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号79番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号20番 狩野 和義 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時36分)

議長

会議を再開します。(午後 2時37分)

次に、第2区の番号152番の1案件、158番及び159番の2案件、併せて3案件を審議します。

議席番号3番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時37分) (3番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時37分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号152番は、金成地区の田22筆 19, 484㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号158番は、金成地区の田31筆 39, 526㎡、新規及び更新の賃貸借権設定の1案件、

番号159番は、金成地区の田2筆 1, 396㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号152番の1案件、番号158番及び159番の2案件、併せて3案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号152番の1案件、番号158番及び159番の2案件、併せて3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 阿部 一信 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時39分)

議長

会議を再開します。(午後 2時39分)

次に、第2区の番号153番及び154番の2案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時40分) (19番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時40分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号153番は、金成地区の田23筆 18, 219㎡、
番号154番は、金成地区の田3筆 2, 204㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号153番及び154番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号153番及び154番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時41分)

議長

会議を再開します。(午後 2時41分)

次に、第3区の番号206番から211番までの6案件、番号228番から238番までの11案件、番号248番及び264番の2案件、併せて19案件を審議します。

議席番号17番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時42分) (17番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時42分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号206番は、栗駒地区の田1筆 374㎡、

番号207番は、栗駒地区の田6筆 4,990㎡、

番号208番は、栗駒地区の田5筆 6, 089 m²、
番号209番は、栗駒地区の田14筆 11, 585 m²、
番号210番は、栗駒地区の田10筆 8, 145 m²、
番号211番は、栗駒地区の田4筆 1, 357 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、
番号228番は、栗駒地区の田48筆 30, 347 m²、
番号229番は、栗駒地区の田13筆 10, 494 m²、いずれも、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号230番は、栗駒地区の田9筆 8, 654 m²、
番号231番は、栗駒地区の田5筆 10, 129 m²、
番号232番は、栗駒地区の田12筆 15, 719 m²、
番号233番は、栗駒地区の田4筆 4, 019 m²、
番号234番は、栗駒地区の田9筆 14, 514 m²、
番号235番は、栗駒地区の田1筆 539 m²、
番号236番は、栗駒地区の田2筆 1, 510 m²、
番号237番は、栗駒及び鶯沢地区の田2筆 4, 214 m²、
番号238番は、栗駒地区の田4筆 3, 468 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の9案件、
番号248番は、鶯沢地区の田3筆 3, 099 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号264番は、鶯沢地区の田2筆 6, 074 m²、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、
以上、19案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号206番から211番までの6案件、番号228番から238番までの11案件、番号248番及び264番の2案件、併せて19案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号206番から211番までの6案件、番号228番から238番までの11案件、番号248番及び264番の2案件、併せて19案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時46分)

議長

会議を再開します。(午後 2時46分)

次に、第3区の番号274番から282番までの9案件を審議します。

議席番号7番 狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時47分) (7番 狩野 善典 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時47分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号274番は、花山地区の田15筆 5,050㎡、
番号275番は、花山地区の田6筆 3,798㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定の2案件、

番号276番は、花山地区の田5筆 3,632㎡、

番号277番は、花山地区の田7筆 4,178㎡、

番号278番は、花山地区の田3筆 3,503㎡、

番号279番は、花山地区の田1筆 1,239㎡、

番号280番は、花山地区の田4筆 2,482㎡、

番号281番は、花山地区の田6筆 3,543㎡、

番号282番は、花山地区の田3筆 3, 287㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

以上、9案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号274番から282番までの9案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号274番から282番までの9案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号7番 狩野 善典 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時48分)

議長

会議を再開します。(午後 2時49分)

次に、第1区の番号1番から78番までの78案件、番号80番から118番までの39案件、併せて117案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田10筆 7, 223㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田8筆 8, 154㎡、

番号3番は、築館地区の田3筆 2, 781㎡、

番号4番は、築館地区の田1筆 2, 066㎡、

番号5番は、築館地区の田9筆 11, 628㎡、畑5筆 7, 538㎡、合計 19, 166㎡、

番号6番は、築館地区の田7筆 9, 428㎡、畑1筆 1, 537㎡、合計 10, 965㎡、

番号7番は、築館地区の田8筆 6, 876㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号8番は、築館地区の田10筆 21, 968㎡、畑3筆 3, 468㎡、合計 25, 436㎡、

番号9番は、築館地区の田1筆 1, 858㎡、

番号10番は、築館地区の田4筆 6, 727㎡、

番号11番は、築館地区の田3筆 4, 769㎡、

番号12番は、築館地区の田3筆 1, 462㎡、

番号13番は、築館及び栗駒地区の田11筆 8, 233㎡、

番号14番は、築館地区の田2筆 1, 656㎡、

番号15番は、築館地区の田1筆 2, 701㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号16番は、築館地区の田5筆 7, 517㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号17番は、築館地区の田6筆 2, 581㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号18番は、築館地区の田14筆 22, 825㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号19番は、築館地区の田1筆 425㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号20番は、高清水地区の田16筆 17, 791㎡、

番号21番は、高清水地区の田2筆 819㎡、

番号22番は、高清水地区の田1筆 145㎡、

番号23番は、高清水地区の田2筆 1, 126㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、

番号24番は、高清水地区の田2筆 10, 054㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号25番は、高清水地区の田1筆 1, 000 m²、
番号26番は、高清水地区の田1筆 1, 077 m²、
番号27番は、高清水地区の田2筆 2, 631 m²、
番号28番は、高清水地区の田5筆 17, 990 m²、
番号29番は、高清水地区の田3筆 1, 923 m²、
番号30番は、高清水地区の田2筆 5, 611 m²、
番号31番は、高清水地区の田1筆 1, 204 m²、
番号32番は、高清水地区の田18筆 13, 838 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号33番は、一迫地区の田4筆 7, 093 m²、
番号34番は、一迫地区の田5筆 11, 229 m²、
番号35番は、一迫地区の田1筆 2, 086 m²、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号36番は、一迫地区の田11筆 5, 728 m²、
番号37番は、一迫地区の田8筆 8, 998 m²、
番号38番は、一迫地区の田2筆 4, 523 m²、
番号39番は、一迫地区の田2筆 5, 531 m²、
番号40番は、一迫地区の田2筆 5, 142 m²、
番号41番は、一迫地区の田4筆 3, 221 m²、
番号42番は、一迫地区の田2筆 2, 390 m²、
番号43番は、一迫地区の田3筆 10, 250 m²、
番号44番は、一迫地区の畑2筆 677 m²、
番号45番は、一迫地区の田10筆 9, 690 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号46番は、一迫地区の田4筆 6, 985 m²、
番号47番は、一迫地区の田2筆 3, 232 m²、
番号48番は、一迫地区の田2筆 1, 802 m²、
番号49番は、一迫地区の田2筆 4, 513 m²、
番号50番は、一迫地区の田1筆 2, 670 m²、
番号51番は、一迫地区の田28筆 32, 061 m²、畑2筆 4, 017 m²、合計 36, 078 m²、

番号52番は、一迫地区の田7筆 15, 285 m²、
番号53番は、一迫地区の田1筆 7, 637 m²、
番号54番は、一迫地区の田2筆 3, 402 m²、
番号55番は、一迫地区の田3筆 3, 974 m²、
番号56番は、一迫地区の田4筆 2, 145 m²、
番号57番は、一迫地区の田2筆 3, 300 m²、

番号58番は、一迫地区の田4筆 4, 394 m²、
 番号59番は、一迫地区の田3筆 2, 910 m²、
 番号60番は、一迫地区の田4筆 3, 125 m²、
 番号61番は、一迫地区の田14筆 16, 603.95 m²、
 番号62番は、一迫地区の田2筆 3, 960 m²、
 番号63番は、一迫地区の田3筆 3, 590 m²、
 番号64番は、一迫地区の田15筆 16, 709 m²、
 番号65番は、一迫地区の田5筆 7, 997 m²、
 番号66番は、一迫地区の田12筆 10, 378 m²、
 番号67番は、一迫地区の田1筆 1, 730 m²、
 番号68番は、一迫地区の田2筆 2, 520 m²、
 番号69番は、一迫地区の田5筆 3, 956 m²、
 番号70番は、一迫地区の田7筆 5, 740 m²、
 番号71番は、一迫地区の田8筆 11, 401 m²、
 番号72番は、一迫地区の田6筆 6, 344 m²、
 番号73番は、一迫地区の田4筆 5, 790 m²、
 番号74番は、一迫地区の田2筆 1, 318 m²、
 番号75番は、一迫地区の田3筆 3, 280 m²、
 番号76番は、一迫地区の田4筆 3, 769 m²、
 番号77番は、一迫地区の田2筆 3, 593 m²、
 番号78番は、一迫地区の田2筆 2, 571 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の33案件、
 番号80番は、一迫地区の田8筆 12, 573 m²、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
 番号81番は、瀬峰地区の田2筆 2, 769 m²、所有権移転売買である旨の1案件、
 番号82番は、瀬峰地区の田11筆 6, 758 m²、
 番号83番は、瀬峰地区の田9筆 7, 138 m²、
 番号84番は、瀬峰地区の田2筆 2, 048 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、
 番号85番は、瀬峰地区の田1筆 3, 055 m²、
 番号86番は、瀬峰地区の田2筆 3, 125 m²、
 番号87番は、瀬峰地区の田3筆 2, 930 m²、
 番号88番は、瀬峰地区の田15筆 12, 486 m²、畑1筆 616 m²、合計 13, 102 m²、
 番号89番は、瀬峰地区の田8筆 5, 148 m²、
 番号90番は、瀬峰地区の田16筆 10, 996 m²、
 番号91番は、瀬峰地区の田20筆 20, 236 m²、

番号92番は、瀬峰地区の田9筆 11, 786㎡、
 番号93番は、瀬峰地区の田9筆 3, 686㎡
 番号94番は、瀬峰地区の田4筆 3, 336㎡、
 番号95番は、瀬峰地区の田11筆 23, 635㎡、
 番号96番は、瀬峰地区の田6筆 9, 427㎡
 番号97番は、瀬峰地区の田6筆 6, 733㎡、
 番号98番は、瀬峰地区の田4筆 9, 584㎡、
 番号99番は、瀬峰地区の田2筆 4, 394㎡
 番号100番は、瀬峰地区の田7筆 11, 551㎡、畑2筆 1, 934㎡、合計 13, 485㎡、
 番号101番は、瀬峰地区の田7筆 18, 571㎡、
 番号102番は、瀬峰地区の田1筆 5, 352㎡
 番号103番は、瀬峰地区の田3筆 2, 985㎡、
 番号104番は、瀬峰地区の田10筆 10, 282㎡、畑4筆 1, 130㎡、合計 11, 412㎡、
 番号105番は、瀬峰地区の田4筆 2, 717㎡、
 番号106番は、瀬峰地区の田1筆 5, 976㎡
 番号107番は、瀬峰地区の田2筆 3, 785㎡、
 番号108番は、瀬峰地区の田1筆 8, 673㎡、畑3筆 1, 743㎡、合計 10, 416㎡、
 番号109番は、瀬峰地区の田9筆 8, 471㎡、
 番号110番は、瀬峰地区の田2筆 5, 026㎡
 番号111番は、瀬峰地区の田13筆 14, 717㎡、
 番号112番は、瀬峰地区の田3筆 7, 577㎡、畑1筆 7, 921㎡、合計 15, 498㎡、
 番号113番は、瀬峰地区の田26筆 23, 196㎡、
 番号114番は、瀬峰地区の田2筆 12, 644㎡
 番号115番は、瀬峰地区の田5筆 13, 251㎡、
 番号116番は、瀬峰地区の田2筆 3, 447㎡、畑1筆 642㎡、合計 4, 089㎡、
 番号117番は、瀬峰地区の田1筆 3, 277㎡、
 番号118番は、瀬峰地区の田1筆 990㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の34案件、
 以上、117案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号119番から151番までの33案件、番号155番から157番までの3案件、番号160番から199番までの40案件、併せて76案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号119番は、若柳地区の田2筆 4, 718㎡、
番号120番は、若柳地区の田2筆 1, 387㎡、
番号121番は、若柳地区の田2筆 1, 731㎡、
番号122番は、若柳地区の田1筆 1, 153㎡、
番号123番は、若柳地区の田1筆 996㎡、
番号124番は、若柳地区の田2筆 7, 093㎡、
番号125番は、若柳地区の田1筆 2, 061㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の7案件、
番号126番は、若柳地区の田2筆 1, 484㎡、
番号127番は、若柳地区の田5筆 5, 139㎡、
番号128番は、若柳地区の田3筆 4, 745㎡、
番号129番は、若柳地区の田3筆 9, 983㎡、
番号130番は、若柳地区の田4筆 18, 500㎡、
番号131番は、若柳地区の田2筆 2, 054㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、
番号132番は、若柳地区の田2筆 1, 740㎡、
番号133番は、若柳地区の田10筆 9, 314㎡、
番号134番は、若柳地区の田1筆 1, 036㎡、
番号135番は、若柳地区の田2筆 2, 043㎡、
番号136番は、若柳地区の田9筆 7, 763㎡、
番号137番は、若柳地区の田18筆 6, 625㎡、
番号138番は、若柳地区の田10筆 7, 454㎡、畑2筆 1, 123㎡、合計 8, 577㎡、
番号139番は、若柳地区の田2筆 2, 071㎡、
番号140番は、若柳地区の田4筆 5, 317㎡、

番号141番は、若柳地区の田23筆 16,024㎡、畑4筆 3,614㎡、合計19,638㎡、

番号142番は、若柳地区の田10筆 5,797㎡、

番号143番は、若柳地区の田1筆 563㎡、

番号144番は、若柳地区の田12筆 15,005㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の13案件、

番号145番は、若柳地区の田17筆 17,907㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号146番は、金成地区の田1筆 2,243㎡、

番号147番は、金成地区の田5筆 3,064㎡、

番号148番は、金成地区の田5筆 4,228㎡、

番号149番は、金成地区の田1筆 5,600㎡、畑2筆 416㎡、合計 6,016㎡、

番号150番は、金成地区の田3筆 152.75㎡、

番号151番は、金成地区の田3筆 291㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の6案件、

番号155番は、金成地区の田22筆 13,704㎡、

番号156番は、金成地区の田7筆 5,820㎡、

番号157番は、金成地区の田9筆 8,330㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号160番は、金成地区の田2筆 24,438㎡、

番号161番は、金成地区の田3筆 4,805㎡、

番号162番は、金成地区の田1筆 2,100㎡、

番号163番は、金成地区の田1筆 5,500㎡、

番号164番は、金成地区の田1筆 545㎡、

番号165番は、金成地区の田8筆 7,932㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号166番は、金成地区の田1筆 874㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号167番は、金成地区の田10筆 18,637㎡、畑1筆 1,823㎡、合計20,460㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号168番は、志波姫地区の田1筆 386㎡、

番号169番は、志波姫地区の田2筆 237㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号170番は、志波姫地区の田18筆 15,668.35㎡、

番号171番は、志波姫地区の田1筆 2,912㎡、

番号172番は、志波姫地区の田4筆 5,806㎡、

番号173番は、志波姫地区の田1筆 547㎡、
番号174番は、志波姫地区の田2筆 1,639㎡、
番号175番は、志波姫地区の田1筆 1,962㎡、
番号176番は、志波姫地区の田1筆 2,910㎡、
番号177番は、志波姫地区の田5筆 11,491㎡、
番号178番は、志波姫地区の田9筆 14,549㎡、
番号179番は、志波姫地区の田3筆 4,894㎡、
番号180番は、志波姫地区の田4筆 11,758㎡、
番号181番は、志波姫地区の田4筆 5,581㎡、
番号182番は、志波姫地区の田2筆 699㎡、
番号183番は、志波姫地区の田10筆 22,566㎡、
番号184番は、志波姫地区の田4筆 8,167㎡、
番号185番は、志波姫地区の田12筆 17,635㎡、
番号186番は、志波姫地区の田2筆 4,090㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定
である旨の17案件、

番号187番は、志波姫地区の田2筆 3,230㎡、畑1筆 119㎡、合計 3,
349㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号188番は、志波姫地区の田1筆 1,143㎡、
番号189番は、志波姫地区の田1筆 433㎡、
番号190番は、志波姫地区の田6筆 9,500㎡、
番号191番は、志波姫地区の田1筆 990㎡、
番号192番は、志波姫地区の田4筆 7,732㎡、
番号193番は、志波姫地区の田9筆 10,001㎡、
番号194番は、志波姫地区の田6筆 9,706㎡、
番号195番は、志波姫地区の田6筆 7,948㎡、
番号196番は、志波姫地区の田12筆 21,454㎡、
番号197番は、志波姫地区の田13筆 27,331㎡、
番号198番は、志波姫地区の田17筆 11,338㎡、畑2筆 1,085㎡、合
計 12,423㎡、

番号199番は、志波姫地区の田1筆 3,156㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の12案件、

以上、76案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号200番から205番までの6案件、番号212番から227番までの16案件、番号239番から247番までの9案件、番号249番から263番までの15案件、番号265番から273番までの9案件、併せて55案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号200番は、栗駒地区の田1筆 125㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号201番は、栗駒地区の田2筆 4, 187㎡、

番号202番は、栗駒地区の田4筆 4, 449㎡、

番号203番は、栗駒地区の田6筆 14, 918㎡、

番号204番は、栗駒地区の田3筆 4, 146㎡、

番号205番は、栗駒地区の田5筆 7, 616㎡、

番号212番は、栗駒地区の田3筆 5, 545㎡、

番号213番は、栗駒地区の田57筆 14, 718㎡、

番号214番は、栗駒地区の田1筆 824㎡、

番号215番は、栗駒地区の田1筆 3, 384㎡、

番号216番は、栗駒地区の田1筆 766㎡、

番号217番は、栗駒地区の田1筆 981㎡、

番号218番は、栗駒地区の田1筆 4, 755㎡、

番号219番は、栗駒地区の田1筆 4, 378㎡、

番号220番は、栗駒地区の田1筆 3, 899㎡、

番号221番は、栗駒地区の田1筆 4, 338㎡、

番号222番は、栗駒地区の田1筆 3, 040㎡、

番号223番は、栗駒地区の田25筆 23, 538㎡、

番号224番は、栗駒地区の田1筆 3, 531㎡、

番号225番は、栗駒地区の田1筆 2, 137㎡、

番号226番は、栗駒地区の田8筆 7, 678㎡、

番号227番は、栗駒地区の田3筆 19, 053㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の21案件、

番号239番は、栗駒地区の田2筆 1, 892㎡、

番号240番は、栗駒地区の田4筆 2, 196㎡、

番号241番は、栗駒地区の田6筆 2, 716㎡、

番号242番は、栗駒地区の田1筆 3, 040 m²、
 番号243番は、栗駒地区の田12筆 14, 352 m²、
 番号244番は、栗駒地区の田3筆 17, 080 m²、
 番号245番は、栗駒地区の田14筆 21, 433 m²、畑1筆 443 m²、合計 21, 876 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、
 番号246番は、鶯沢地区の田2筆 7, 410 m²、
 番号247番は、鶯沢地区の田5筆 6, 519 m²、
 番号249番は、鶯沢地区の田8筆 12, 061 m²、
 番号250番は、鶯沢地区の田12筆 15, 981 m²、
 番号251番は、鶯沢地区の田1筆 372 m²、
 番号252番は、鶯沢地区の田8筆 6, 194 m²、
 番号253番は、鶯沢地区の田2筆 567 m²、
 番号254番は、鶯沢地区の田1筆 107 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、
 番号255番は、鶯沢地区の田12筆 7, 050 m²、
 番号256番は、鶯沢地区の田9筆 10, 052 m²、いずれも、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
 番号257番は、鶯沢地区の田4筆 3, 628 m²、
 番号258番は、鶯沢地区の田8筆 8, 653 m²、
 番号259番は、鶯沢地区の田3筆 7, 612 m²、
 番号260番は、鶯沢地区の田6筆 11, 489 m²、
 番号261番は、鶯沢地区の田1筆 2, 337 m²、
 番号262番は、鶯沢地区の田2筆 1, 063 m²、
 番号263番は、鶯沢地区の田4筆 1, 816 m²、
 番号265番は、鶯沢地区の田6筆 5, 434 m²、
 番号266番は、鶯沢地区の田9筆 8, 584 m²、
 番号267番は、鶯沢地区の田4筆 11, 126 m²、
 番号268番は、鶯沢地区の田6筆 2, 108 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の11案件、
 番号269番は、鶯沢地区の田1筆 627 m²、
 番号270番は、鶯沢地区の田1筆 877 m²、いずれも、更新の使用貸借権設定である旨の2案件、
 番号271番は、鶯沢地区の田17筆 14, 573 m²、
 番号272番は、鶯沢地区の田7筆 5, 651 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
 番号273番は、花山地区の田8筆 5, 600 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、55案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から78番までの78案件、番号80番から151番までの72案件、番号155番から157番までの3案件、番号160番から205番までの46案件、番号212番から227番までの16案件、番号239番から247番までの9案件、番号249番から263番までの15案件、番号265番から273番までの9案件、併せて248案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から78番までの78案件、番号80番から151番までの72案件、番号155番から157番までの3案件、番号160番から205番までの46案件、番号212番から227番までの16案件、番号239番から247番までの9案件、番号249番から263番までの15案件、番号265番から273番までの9案件、併せて248案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第13、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号18番関連案件で、築館地区の田14筆 22, 825㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号2番は、同計画の番号19番関連案件で、築館地区の田1筆 425㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
番号3番は、同計画の番号80番関連案件で、一迫地区の田8筆 12, 573㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
以上、3案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号4番及び5番の2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、農用地利用集積計画の番号145番関連案件で、若柳地区の田17筆 17, 907㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号5番は、同計画の番号167番関連案件で、金成地区の田10筆 18, 637㎡、畑1筆 1, 823㎡、合計 20, 460㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号6番及び7番の2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、農用地利用集積計画の番号271番関連案件で、鶯沢地区の田17筆 14, 573㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、番号7番は、同計画の番号272番関連案件で、鶯沢地区の田7筆 5, 651㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、農用地利用配分計画についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第14、議案第7号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 104㎡、願出地は、先代である父が昭和50年ごろに、隣接地の会社から駐車場として利用したい旨の要望に応じて、駐車場として利用し、現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 240㎡、願出地は、先代である父が昭和54年ごろ

に植林を行い、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第7号 非農地証明願について、現地を確認してきました。

番号1番は、昭和50年頃から駐車場として利用しているもので、東側には国道4号、
北側には市道となっていることから、周辺に与える影響はないものと見てまいりました。

番号2番は、昭和54年頃に植林をしたもので、現地を見ますと山林化しており、農地
への復元は難しいものと、また、周辺は畑でありましたので、周辺に与える影響はないも
のと見てまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から5番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑3筆 1, 827㎡、願出地は、先代である父が昭和
60年ごろまで葉タバコを栽培していたが、労力不足等により葉タバコ栽培を断念し、
その後、杉及び檜を植林し、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た
旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の畑1筆 44㎡、願出地は、先代である父が昭和49年5月に
居宅を新築したときから、宅道の一部として利用し、現在に至っているものであり、宅地
への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、若柳地区の畑1筆 932㎡、願出地は、先代である父が昭和55年6月

に居宅を増築した際に、庭木を植え宅地として利用し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第7号 非農地証明願について、

番号3番は、人も入れないほどに山林化しており、農地への復元は難しいものと、

番号4番は、現在、新しい家屋を建築する予定で、測量した結果、通路の一部が畑であったことが判明したもので、農地への復元は難しいものと、

番号5番は、町屋敷に囲まれ、今は誰も住んでおりませんでした。庭木が植林されており、農地への復元は難しいものと、

以上のおり、現地確認してまいりましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番及び7番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、栗駒地区の田1筆 2, 572㎡、願出地は、平成3年11月に取得した土地であるが、取得した当初から荒廃しており、取得後、耕作を試みたが条件が悪く耕作不能となり、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号7番は、栗駒地区の田8筆 9, 511㎡、畑1筆 445㎡、合計 9, 956㎡、願出地は、耕作条件が悪いことから平成9年に耕作をやめ、その後、山林化してしま

い、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第7号 非農地証明願について、去る2月21日に現地調査を実施してきました。
番号6番、7番は、もう既に山林化しており、参考資料の航空写真でもわかるように、
現地に到着するにも困難な場所でありました。このことから、農地への復元は難しいと見
てまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第7号、非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、
原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。
よって、日程第14、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの
7案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第1回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時33分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員